

令和 6 年第 5 回 荒尾市議会（定例会） 議案（追加提案分） 目次

議案番号	件 名	ページ
議第 7 9 号	荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	1
議第 8 0 号	荒尾市職員の給与に関する条例等の一部改正について	7
議第 8 1 号	令和 6 年度荒尾市一般会計補正予算（第 7 号）	31
議第 8 2 号	令和 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	105
議第 8 3 号	令和 6 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	119
議第 8 4 号	令和 6 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	135
議第 8 5 号	令和 6 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）	147
議第 8 6 号	令和 6 年度荒尾市水道事業会計補正予算（第 2 号）	159
議第 8 7 号	令和 6 年度荒尾市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	167
議第 8 8 号	令和 6 年度荒尾市病院事業会計補正予算（第 3 号）	175

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部
改正について

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を次のように改正する
ものとする。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部
を改正する条例

別紙添付

提案理由

特別職の職員及び市議会議員の期末手当を改定したいからである。

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部
を改正する条例

(荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市長等の給与等に関する条例（昭和26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「、「100分の170」を「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

第2条 荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（平成19年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、「100分の170」を「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

第4条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、「100分の170」を「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」

に改める。

第6条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正）

第7条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（昭和24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の170」を「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

第8条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定及び第7

条の規定による改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部
改正について

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、一般職の職員の給与を改定したいからである。

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例

（荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 荒尾市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 5 第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「職員（」の次に「以下この項及び」を、「100 分の 102.5）」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 107.5）」を加え、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 122.5」に改め、「100 分の 58.75」の次に「と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 71.25」と、「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 61.25」」を加える。

第 16 条の 8 第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 122.5）」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 127.5）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 58.75）」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 51.25（特定幹部職員にあっては、100 分の 61.25）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
短時間	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
勤務職	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300

員 以 外 の職員	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300

43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	

82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				

	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

第2条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）」に、「6,500円、同項第2号」を「13,000円、同項第2号から第5号までのいずれか」に改め、「（以下「扶養親族たる子」という。）」を削り、「10,000円」を「6,500円」に改める。

第9条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第9条の3第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第9条の6第1項第3号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第10条を次のように改める。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に

規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道２キロメートル以上５キロメートル未満である職員 ２，０００円

イ 使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員 ４，２００円

ウ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員 ７，１００円

エ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員 １０，０００円

オ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員 １２，９００円

カ 使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員 １５，８００円

キ 使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員 １８，７００円

ク 使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員 ２１，６００円

ケ 使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員 ２４，４００円

コ 使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員 ２６，２００円

サ 使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員 ２８，０００円

シ 使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員 ２９，８００円

ス 使用距離が片道６０キロメートル以上である職員 ３１，６００円

- (3) 前項第３号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前２号に定める

額、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交

通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関して必要な事項は、規則で定める。

第16条の4第2項中「、第7条の2から第9条まで、第9条の5及び第9条の6」を「及び第7条の2から第9条まで」に改める。

第16条の5第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に改め、「以下この項及び」を削り、「100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の51.25」

と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の６１．２５」を「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の６０」に改める。

第１６条の８第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０２．５」を「１００分の１０５」に、「１００分の１２２．５）、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の４８．７５」を「１００分の５０」に、「１００分の５８．７５）、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５（特定幹部職員にあっては、１００分の６１．２５」を「１００分の６０」に改める。

第１７条第１項中「年末年始の休日等に勤務した」を「年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした」に改め、同条中第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２ 前項に規定する場合のほか、第１６条の３第１項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

３ 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に１００分の１５０を乗じて得た額）とする。

(1) 第１項に規定する場合 同項の勤務１回につき、１２，０００円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務１回につき、６，０００円を超えない範囲内において規則で定める額

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000

35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	

74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			
112		304,900			

	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

（荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第 3 条 荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

別表第 1 中「2 4 9 , 4 0 0 円」を「2 5 8 , 1 0 0 円」に、「3 0 5 , 2 0 0 円」を「3 0 8 , 5 0 0 円」に改める。

（荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第 4 条 荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「2 9 5 , 3 5 4 円」を「2 9 8 , 5 4 8 円」に、「1 4 , 0 6 4 円」を「1 4 , 2 1 6 円」に、「1 , 8 7 5 円」を「1 , 8 9 5 円」に改める。

第 1 4 条第 1 項第 2 号中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」を「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に改める。

第 1 4 条の 2 第 1 項第 2 号中「1 0 0 分の 1 0 2 . 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 7 . 5」に改める。

第 5 条 荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項第 2 号中「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改める。

第 1 4 条の 2 第 1 項第 2 号中「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改める。

（荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第 6 条 荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 5 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「第 1 0 条第 1 項第 2 号」を「第 1 0 条第 2 項第 2 号」に改める。

（荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 7 条 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 1 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条の 2 第 2 項第 3 号中「1 0 0 分の 1 5」を「1 0 0 分の 1 2」に改め、同項第 4 号中「1 0 0 分の 1 2」を「1 0 0 分の 8」に改め、同項第 5 号中「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 4」に改め、同項第 6 号及び第 7 号を削る。

第 6 条の 2 第 1 項中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。本項及び次項において同じ。）」を加える。

第 1 3 条の 2 中「年末年始の休日に勤務する」を「年末年始の休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、第 11 条の 2 に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

第 17 条第 1 項中「、第 5 条の 4」を削る。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第 8 条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和 4 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

附則第 14 条第 7 項中「、第 7 条の 2 から第 9 条まで、第 9 条の 5 及び第 9 条の 6」を「及び第 7 条の 2 から第 9 条まで」に改める。

附則第 16 条中「、第 5 条の 4」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 5 条から第 8 条までの規定並びに附則第 5 項から第 8 項までの規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例(以下「第 1 条改正後給与条例」という。)の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 3 条の規定による改正後の荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び第 4 条の規定による改正後の荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例(以下「第 4 条改正後報酬等条例」という。)の規定は、令和 6 年 12 月 1 日に荒尾市の会計年度任用職員として在職する者に限り、この条例の施行の日の属する年度における任期の初日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条改正後給与条例又は第4条改正後報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第4条の規定による改正前の荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、それぞれ第1条改正後給与条例の規定による給与又は第4条改正後報酬等条例による報酬の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 5 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において荒尾市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出を

しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、同項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とし、第 7 条の規定による改正後の荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「第 7 条改正後企業職員給与条例」という。）第 5 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
(5) 重
(6) 配

度心身障害者

偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

（令和 10 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 8 切替日から令和 10 年 3 月 31 日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合は、第 2 条改正後給与条例第 9 条の 3 第 2 項の規定又は第 7 条改正後企業職員給与条例第 5 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、規則又は管理者が別に定める級地の区分に応じて、100 分の 20 を超えない範囲内で規則又は管理者が別に定める割合とする。

（規則等への委任）

- 9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則、企業管理規程及び病院事業管理規程で定める。

附則別表

行政職給料表(1)の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19

36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	

74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				

112	108				
113	109				

令和 6 年度荒尾市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度荒尾市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 3 , 7 6 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 , 6 6 6 , 6 6 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6, 273, 005	1, 422	6, 274, 427
	2 国庫補助金	1, 950, 254	1, 422	1, 951, 676
16 県支出金		2, 143, 007	56	2, 143, 063
	2 県補助金	439, 169	56	439, 225
19 繰 入 金		3, 530, 096	93, 779	3, 623, 875
	2 基金繰入金	3, 530, 096	93, 779	3, 623, 875
21 諸 収 入		268, 843	8, 511	277, 354
	6 雑 入	202, 401	8, 511	210, 912
歳 入 合 計		28, 562, 898	103, 768	28, 666, 666

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		192,912	2,210	195,122
	1 議 会 費	192,912	2,210	195,122
2 総 務 費		4,491,939	27,450	4,519,389
	1 総務管理費	3,819,487	9,982	3,829,469
	2 徴 税 費	298,587	6,804	305,391
	3 戸籍住民基本台帳 費	253,400	8,398	261,798
	4 選 挙 費	78,750	917	79,667
	5 統計調査費	16,046	533	16,579
	6 監査委員費	25,669	816	26,485
3 民 生 費		12,279,407	25,052	12,304,459
	1 社会福祉費	6,009,728	11,014	6,020,742
	2 児童福祉費	4,622,611	9,889	4,632,500
	3 生活保護費	1,647,064	4,149	1,651,213
4 衛 生 費		3,437,729	15,327	3,453,056
	1 保健衛生費	1,160,354	6,013	1,166,367
	2 清 掃 費	1,495,951	9,314	1,505,265
6 農林水産業費		363,868	5,284	369,152
	1 農 業 費	237,046	4,991	242,037
	3 水産業費	32,774	293	33,067
7 商 工 費		1,152,914	3,078	1,155,992
	1 商 工 費	1,152,914	3,078	1,155,992
8 土 木 費		1,826,609	8,131	1,834,740
	1 土木管理費	73,688	2,095	75,783
	2 道路橋梁費	733,658	3,448	737,106
	5 都市計画費	796,400	2,160	798,560
	6 住 宅 費	191,550	428	191,978
9 消 防 費		801,545	1,720	803,265
	1 消 防 費	801,545	1,720	803,265
10 教 育 費		2,266,721	15,516	2,282,237
	1 教育総務費	201,307	207	201,514
	2 小学校費	712,452	5,910	718,362
	3 中学校費	331,305	4,291	335,596
	4 社会教育費	305,770	4,401	310,171
	5 保健体育費	715,887	707	716,594
歳 出 合 計		28,562,898	103,768	28,666,666

1 総括

(単位：千円)

– 35 –

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金			6,273,005	1,422	6,274,427
	2	国庫補助金		1,950,254	1,422	1,951,676
		1	総務費国庫補助金	976,253	1,240	977,493
		2	民生費国庫補助金	134,808	70	134,878
		3	衛生費国庫補助金	259,811	112	259,923
16	県支出金			2,143,007	56	2,143,063
	2	県補助金		439,169	56	439,225
		3	衛生費県補助金	13,282	56	13,338
19	繰 入 金			3,530,096	93,779	3,623,875
	2	基金繰入金		3,530,096	93,779	3,623,875
		1	基金繰入金	3,530,096	93,779	3,623,875
21	諸 収 入			268,843	8,511	277,354
	6	雑 入		202,401	8,511	210,912
		4	雑 入	202,397	8,511	210,908

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務費国庫補助金	1,240	1 マイナンバーカード交付国庫補助金	
1 社会福祉費国庫補助金	70	1 婦人保護運営対策費国庫補助金	
1 保健衛生費国庫補助金	112	1 出産・子育て応援交付金事業費国庫補助金	
1 保健衛生費県補助金	56	1 出産・子育て応援交付金事業費県補助金	
1 基金繰入金	93,779	1 財政調整基金繰入金	
8 雑 入	8,511	1 雑入（総務課）	7,814
		2 大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金	697

3 歳 出

(款) 1 議 会 費
(項) 1 議 会 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	議 会 費			192,912	2,210	195,122		2,210
	1	議 会 費		192,912	2,210	195,122		2,210
		1	議 会 費	192,912	2,210	195,122		2,210

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	289	1 議会事務局人件費（会計年度任用職員任用）	396
		非常勤職員報酬	(289)
2 給 料	532	期末手当	(54)
		勤勉手当	(47)
3 職員手当等	1,249	共済組合負担金	(6)
		2 議員人件費	761
4 共 済 費	140	期末手当	(761)
		3 議会事務局人件費	1,053
		一般職給	(532)
		期末手当	(203)
		勤勉手当	(184)
		共済組合負担金	(134)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2	総 務 費			4,491,939	27,450	4,519,389	9,054	18,396
	1	総務管理費		3,819,487	9,982	3,829,469	7,814	2,168
		1	一般管理費	1,153,507	8,129	1,161,636	その他 7,814	315

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	458	1 一般管理費（総務課）	284
		非常勤職員報酬	(186)
2 給 料	2,710	期末手当	(53)
		勤勉手当	(45)
3 職員手当等	3,620	2 一般管理費（会計年度任用職員任用）	104
		健康労働保険料	(104)
4 共 済 費	1,341	3 総合政策課人件費（産休・育休代替職員任用）	96
		非常勤職員報酬	(73)
		期末手当	(12)
		勤勉手当	(11)
		4 秘書課人件費（会計年度任用職員任用）	209
		非常勤職員報酬	(137)
		期末手当	(34)
		勤勉手当	(30)
		健康労働保険料	(8)
		5 秘書課人件費（産休・育休代替職員任用）	71
		非常勤職員報酬	(62)
		共済組合負担金	(3)
		健康労働保険料	(6)
		6 秘書課人件費	463
		一般職給	(149)
		扶養手当	(△58)
		通勤手当	(△13)
		期末手当	(112)
		勤勉手当	(108)
		児童手当	(120)
		共済組合負担金	(45)
		7 特別職人件費	192
		期末手当	(180)
		共済組合負担金	(12)
		8 総務課人件費	△390
		一般職給	(△436)
		扶養手当	(△96)
		住居手当	(△331)
		通勤手当	(114)
		期末手当	(295)
		勤勉手当	(△75)
		児童手当	(110)
		共済組合負担金	(72)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△43)
		9 総合政策課人件費	1,957
		一般職給	(1,108)
		扶養手当	(△220)
		住居手当	(168)
		期末手当	(166)
		勤勉手当	(324)
		児童手当	(180)
		共済組合負担金	(233)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△2)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		2	文書広報費	47,435	115	47,550		115
		4	会計管理費	27,089	178	27,267		178

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		10 財政課人件費	1,994
		一般職給	(806)
		住居手当	(△150)
		期末手当	(398)
		勤勉手当	(349)
		児童手当	(240)
		共済組合負担金	(351)
		11 情報推進室人件費	999
		一般職給	(492)
		期末手当	(171)
		勤勉手当	(152)
		共済組合負担金	(187)
		地方公務員災害補償基金負担金	(△3)
		12 ぐらしいきいき課人件費	1,713
		一般職給	(817)
		扶養手当	(△26)
		期末手当	(323)
		勤勉手当	(290)
		児童手当	(60)
		共済組合負担金	(249)
		13 会計課人件費	△1,247
		一般職給	(△945)
		扶養手当	(△84)
		勤勉手当	(△73)
		共済組合負担金	(△145)
		14 契約検査室人件費	736
		一般職給	(325)
		扶養手当	(△39)
		期末手当	(45)
		勤勉手当	(125)
		児童手当	(200)
		共済組合負担金	(80)
		15 空家対策推進室人件費	210
		一般職給	(50)
		期末手当	(29)
		勤勉手当	(9)
		児童手当	(40)
		共済組合負担金	(82)
		16 スマートシティ推進室人件費	738
		一般職給	(344)
		期末手当	(123)
		勤勉手当	(109)
		児童手当	(60)
		共済組合負担金	(102)
1 報 酬	115	1 文書行政一般事務費	115
		非常勤職員報酬	(115)
1 報 酬	149	1 会計管理費（産休・育休代替職員任用）	178
		非常勤職員報酬	(149)
4 共 済 費	29	共済組合負担金	(10)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		7	企 画 費	1,104,105	455	1,104,560	455
		11	交通安全推 進費	15,452	566	16,018	566
		13	男女共同参 画推進費	15,465	539	16,004	539

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		健康労働保険料 (19)
1 報 酬	455	1 移住相談支援事業費 80 非常勤職員報酬 (80) 2 空家バンク事業費 375 非常勤職員報酬 (375)
2 給 料	286	1 交通安全対策費（人件費） 566 一般職給 (286)
3 職員手当等	217	期末手当 (94)
		勤勉手当 (83)
4 共 済 費	63	児童手当 (40)
		共済組合負担金 (63)
2 給 料	296	1 男女共同参画推進室人件費 539 一般職給 (296)
3 職員手当等	180	期末手当 (95)
		勤勉手当 (85)
4 共 済 費	63	共済組合負担金 (63)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	2	徴 税 費		298,587	6,804	305,391		6,804
	1	税務総務費		200,641	6,250	206,891		6,250
	2	賦課徴収費		97,946	554	98,500		554

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	410	1 税務総務費（税務課会計年度任用職員任用） 非常勤職員報酬
2 給 料	2,545	2 産休・育休代替職員任用（税務課） 非常勤職員報酬
3 職員手当等	2,226	3 税務総務費（税務課人件費） 一般職給
4 共 済 費	1,069	住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 共済組合負担金
		4 税務総務費（収納課人件費） 一般職給 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 共済組合負担金
1 報 酬	427	1 市税等の収納向上強化対策事業費 非常勤職員報酬
3 職員手当等	127	期末手当 勤勉手当

(款) 2 総 務 費
(項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	3	戸籍住民基本台帳費		253,400	8,398	261,798	1,240	7,158
		1	戸籍住民基本台帳費	253,400	8,398	261,798	国庫支出金 1,240	7,158

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	4,398	1 市民サービスセンター（会計年度任用職員任用）	824
		非常勤職員報酬	(599)
2 給 料	1,578	期末手当	(119)
		勤勉手当	(106)
3 職員手当等	2,081	2 市民サービスセンター（人件費）	283
		一般職給	(148)
4 共 済 費	341	期末手当	(78)
		勤勉手当	(70)
		共済組合負担金	(△13)
		3 戸籍住民基本台帳費（会計年度任用職員任用）	2,911
		非常勤職員報酬	(2,559)
		期末手当	(182)
		勤勉手当	(170)
		4 マイナンバーカード交付円滑化推進事業費	1,240
		非常勤職員報酬	(1,240)
		5 戸籍住民基本台帳費（人件費）	3,140
		一般職給	(1,430)
		扶養手当	(65)
		期末手当	(623)
		勤勉手当	(548)
		児童手当	(120)
		共済組合負担金	(354)

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	4	選 挙 費	78,750	917	79,667		917
		1 選挙管理委員会費	22,015	725	22,740		725
		7 荒尾市長選挙費	26,851	192	27,043		192

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	369	1 選挙管理委員会費（人件費）	725
3 職員手当等	251	一般職給	(369)
4 共 済 費	105	通勤手当	(6)
		期末手当	(129)
		勤勉手当	(116)
		共済組合負担金	(105)
1 報 酬	192	1 荒尾市長選挙費	192
		非常勤職員報酬	(192)

(款) 2 総務費
(項) 5 統計調査費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	5	統計調査費		16,046	533	16,579		533
		1	統計調査総務費	12,926	533	13,459		533

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	257	1 統計調査総務費（人件費）	533
		一般職給	(257)
3 職員手当等	172	期末手当	(90)
		勤勉手当	(82)
4 共 済 費	104	共済組合負担金	(104)

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	6	監査委員費		25,669	816	26,485		816
		1	監査委員費	25,669	816	26,485		816

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 報 酬	341	1 監査委員費（会計年度任用職員任用） 非常勤職員報酬
2 給 料	161	期末手当 勤勉手当
3 職員手当等	269	2 監査委員費（人件費） 一般職給
4 共 済 費	45	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健康労働保険料

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3	民 生 費			12,279,407	25,052	12,304,459	70	24,982
	1	社会福祉費		6,009,728	11,014	6,020,742	70	10,944
		1	社会福祉総務費	1,894,918	7,526	1,902,444		7,526
		6	人権啓発推進費	26,785	295	27,080		295

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,540	1 社会福祉総務費（会計年度任用職員任用） 1,166 非常勤職員報酬 (864)
2 給料	△1,181	期末手当 (162) 勤勉手当 (140)
3 職員手当等	1,244	2 国民健康保険特別会計繰出金 3,636 特別会計繰出金 (3,636)
4 共済費	△13	国民健康保険特別会計繰出金 (3,636)
27 繰出金	5,936	3 介護保険特別会計繰出金 2,300 特別会計繰出金 (2,300) 介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金 (2,300)
		4 生活困窮者自立相談支援事業費 438 非常勤職員報酬 (275) 期末手当 (87) 勤勉手当 (76)
		5 生活困窮者自立相談支援事業費（任意事業分） 401 非常勤職員報酬 (401)
		6 社会福祉総務費（保険介護課人件費） 140 一般職給 (55) 期末手当 (36) 勤勉手当 (34) 共済組合負担金 (15)
		7 社会福祉総務費（福祉課人件費） 3,579 一般職給 (1,583) 期末手当 (699) 勤勉手当 (632) 児童手当 (140) 共済組合負担金 (525)
		8 避難行動要支援者個別支援計画策定事業費（任期付職員人件費） △4,134 一般職給 (△2,819) 住居手当 (△220) 通勤手当 (△22) 時間外手当 (△21) 期末手当 (△240) 勤勉手当 (△259) 共済組合負担金 (△553)
2 給料	144	1 人件費（人権啓発推進室） 200 一般職給 (99)
3 職員手当等	162	期末手当 (62) 勤勉手当 (58)
4 共済費	△11	共済組合負担金 (△19)
		2 人件費（人権啓発推進室）（任期付職員人件費） 95 一般職給 (45) 期末手当 (22) 勤勉手当 (20) 共済組合負担金 (8)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		7	人権啓発センター費	12,091	981	13,072		981
		8	国民年金費	13,001	341	13,342		341
		12	婦人保護事業費	4,277	141	4,418	国庫支出金 70	71
		15	障害者地域生活支援事業費	65,813	96	65,909		96
		16	後期高齢者医療費	1,303,568	1,634	1,305,202		1,634

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	227	1 人権啓発センター運営管理費	570
2 給 料	208	非常勤職員報酬	(227)
3 職員手当等	402	期末手当	(158)
4 共 済 費	144	勤勉手当	(134)
		共済組合負担金	(23)
		健康労働保険料	(28)
		2 人権啓発センター運営管理費（人件費）	411
		一般職給	(208)
		期末手当	(59)
		勤勉手当	(51)
		共済組合負担金	(93)
1 報 酬	213	1 国民年金事務費（会計年度任用職員任用）	282
2 給 料	△51	非常勤職員報酬	(213)
3 職員手当等	222	期末手当	(37)
4 共 済 費	△43	勤勉手当	(32)
		2 国民年金費（人件費）	59
		一般職給	(△51)
		期末手当	(80)
		勤勉手当	(73)
		共済組合負担金	(△43)
1 報 酬	125	1 婦人相談員設置事業費	141
3 職員手当等	16	非常勤職員報酬	(125)
		期末手当	(8)
		勤勉手当	(8)
2 給 料	45	1 巡回相談支援事業費（給与費）（幼児支援分）	96
3 職員手当等	42	一般職給	(45)
4 共 済 費	9	期末手当	(22)
		勤勉手当	(20)
		共済組合負担金	(9)
27 繰 出 金	1,634	1 後期高齢者医療特別会計繰出金	1,634
		特別会計繰出金	(1,634)
		後期高齢者医療特別会計繰出金	(1,634)

(款) 3 民 生 費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	児童福祉費	4,622,611	9,889	4,632,500		9,889
	1	児童福祉総務費	1,062,896	5,243	1,068,139		5,243
	5	清里保育園費	155,850	4,178	160,028		4,178

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	1,033	1 人件費（清里保育園）（会計年度任用職員任用）	270
		非常勤職員報酬	(205)
2 給 料	1,933	期末手当	(35)
		勤勉手当	(30)
3 職員手当等	2,002	2 乳児家庭全戸訪問事業費	405
		非常勤職員報酬	(289)
4 共 済 費	275	期末手当	(54)
		勤勉手当	(47)
		共済組合負担金	(5)
		健康労働保険料	(10)
		3 児童福祉総務費（会計年度任用職員任用）	390
		非常勤職員報酬	(289)
		期末手当	(54)
		勤勉手当	(47)
		4 利用者支援事業費	338
		非常勤職員報酬	(250)
		期末手当	(47)
		勤勉手当	(41)
		5 児童福祉総務費（人件費）	2,413
		一般職給	(1,377)
		住居手当	(△123)
		通勤手当	(△26)
		期末手当	(541)
		勤勉手当	(461)
		共済組合負担金	(183)
		6 児童福祉総務費（すこやか未来課人件費）	1,125
		一般職給	(392)
		住居手当	(△20)
		期末手当	(137)
		勤勉手当	(118)
		児童手当	(420)
		共済組合負担金	(78)
		7 こども家庭センター事業費（すこやか未来課任期付職員人件費）	91
		一般職給	(46)
		期末手当	(20)
		勤勉手当	(18)
		共済組合負担金	(7)
		8 児童手当費（人件費）	211
		一般職給	(118)
		期末手当	(54)
		勤勉手当	(47)
		共済組合負担金	(△8)
1 報 酬	384	1 一時預かり事業費（一般型）	518
		非常勤職員報酬	(384)
2 給 料	2,171	期末手当	(72)
		勤勉手当	(62)
3 職員手当等	865	2 清里保育園費（人件費）	△131
		一般職給	(△415)

(款) 3 民生費
(項) 2 兒童福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		7	児童センター費	13,657	468	14,125		468

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	758	通勤手当	(△22)
		期末手当	(179)
		勤勉手当	(△119)
		児童手当	(100)
		共済組合負担金	(147)
		健康労働保険料	(△1)
		3 清里保育園費（人件費）（任期付職員）	3,791
		一般職給	(2,586)
		住居手当	(112)
		通勤手当	(24)
		期末手当	(281)
		勤勉手当	(176)
		共済組合負担金	(612)
1 報 酬	460	1 児童センター運営費	468
4 共 済 費	8	非常勤職員報酬	(460)
		共済組合負担金	(8)

(款) 3 民 生 費
(項) 3 生活保護費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	3	生活保護費		1,647,064	4,149	1,651,213		4,149
		1	生活保護総務費	106,964	4,149	111,113		4,149

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	561	1 生活保護適正実施推進事業費	324
		非常勤職員報酬	(239)
2 給 料	1,690	期末手当	(45)
		勤勉手当	(40)
3 職員手当等	1,330	2 被保護者就労支援事業費	212
		非常勤職員報酬	(153)
4 共 済 費	568	期末手当	(31)
		勤勉手当	(28)
		3 被保護者就労準備支援事業費	35
		非常勤職員報酬	(16)
		期末手当	(9)
		勤勉手当	(10)
		4 被保護者健康管理支援事業費	212
		非常勤職員報酬	(153)
		期末手当	(31)
		勤勉手当	(28)
		5 生活保護総務費（人件費）	3,366
		一般職給	(1,690)
		住居手当	(△154)
		期末手当	(675)
		勤勉手当	(587)
		共済組合負担金	(568)

(款)	4	衛生費
(項)	1	保健衛生費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	衛生費	3,437,729	15,327	3,453,056	865	14,462
	1 保健衛生費	1,160,354	6,013	1,166,367	168	5,845
	1 保健衛生総務費	184,280	3,249	187,529		3,249
	3 予防費	443,690	225	443,915	国庫支出金 112 県支出金 56	57
5	公害対策費	224,352	2,539	226,891		2,539

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	428	1 保健総務費	208
		非常勤職員報酬	(154)
2 給 料	1,189	期末手当	(29)
		勤勉手当	(25)
3 職員手当等	1,827	2 保健総務費（産休・育休代替職員任用）	228
		期末手当	(123)
4 共 済 費	△195	勤勉手当	(105)
		3 衛生総務費（会計年度任用職員任用）	415
		非常勤職員報酬	(274)
		期末手当	(65)
		勤勉手当	(56)
		共済組合負担金	(7)
		健康労働保険料	(13)
		4 衛生総務費（人件費）	98
		一般職給	(52)
		期末手当	(32)
		勤勉手当	(30)
		共済組合負担金	(△16)
		5 保健総務費（人件費）	1,956
		一般職給	(969)
		住居手当	(25)
		通勤手当	(△22)
		期末手当	(557)
		勤勉手当	(496)
		児童手当	(160)
		共済組合負担金	(△229)
		6 保健総務費（すこやか未来課任期付職員人件費）	344
		一般職給	(168)
		期末手当	(81)
		勤勉手当	(65)
		共済組合負担金	(30)
1 報 酬	170	1 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業費	225
		非常勤職員報酬	(170)
3 職員手当等	55	期末手当	(29)
		勤勉手当	(26)
1 報 酬	1,116	1 荒尾干潟水鳥・湿地センター事業費（会計年度任用職員任用）	1,697
		非常勤職員報酬	(1,116)
2 給 料	423	期末手当	(266)
		勤勉手当	(229)
3 職員手当等	780	共済組合負担金	(30)
		健康労働保険料	(56)
4 共 済 費	220	2 公害対策費（人件費）	842
		一般職給	(423)
		扶養手当	(△60)
		通勤手当	(△53)

(款)	4	衛生費
(項)	1	保健衛生費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		期末手当 (224) 勤勉手当 (174) 共済組合負担金 (134)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	清 掃 費	1,495,951	9,314	1,505,265	697	8,617
	1	清掃総務費	72,636	1,933	74,569	その他 512	1,421
	2	塵芥処理費	1,114,234	6,192	1,120,426	その他 185	6,007
	3	し尿処理費	309,081	1,189	310,270		1,189

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	954	1 清掃総務費（人件費） 1,933 一般職給 (954)
3 職員手当等	691	期末手当 (364) 勤勉手当 (327)
4 共 済 費	288	共済組合負担金 (288)
1 報 酬	3,760	1 塵芥処理費 5,329 非常勤職員報酬 (3,760)
2 給 料	293	期末手当 (795) 勤勉手当 (693)
3 職員手当等	1,794	共済組合負担金 (5) 健康労働保険料 (76)
4 共 済 費	345	2 R D F センター費（人件費） 185 一般職給 (99) 期末手当 (37) 勤勉手当 (34) 共済組合負担金 (15)
		3 塵芥処理費（人件費） 678 一般職給 (194) 期末手当 (122) 勤勉手当 (113) 共済組合負担金 (249)
1 報 酬	1,408	1 し尿処理費（会計年度任用職員任用） 1,782 非常勤職員報酬 (1,177)
2 給 料	△844	期末手当 (279) 勤勉手当 (240)
3 職員手当等	501	共済組合負担金 (29) 健康労働保険料 (57)
4 共 済 費	124	2 松ヶ浦環境センター運営費 367 非常勤職員報酬 (231) 期末手当 (55) 勤勉手当 (47) 共済組合負担金 (22) 健康労働保険料 (12)
		3 し尿処理費（人件費） △960 一般職給 (△844) 通勤手当 (△6) 期末手当 (△83) 勤勉手当 (△111) 児童手当 (80) 共済組合負担金 (4)

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6	農林水産業費		363,868	5,284	369,152		5,284
	1	農業費	237,046	4,991	242,037		4,991
		1 農業委員会費	50,372	1,719	52,091		1,719
		2 農業総務費	55,816	1,759	57,575		1,759
		3 農業振興費	54,161	196	54,357		196
		7 耕地費	72,499	1,317	73,816		1,317

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	792	1 機構集積支援事業費 1,055 非常勤職員報酬 (792)
2 給料	325	期末手当 (141) 勤勉手当 (122)
3 職員手当等	543	2 農業委員会費（人件費） 664 一般職給 (325)
4 共済費	59	期末手当 (148) 勤勉手当 (132) 共済組合負担金 (59)
1 報酬	228	1 農業総務費（会計年度任用職員任用） 166 非常勤職員報酬 (166)
2 給料	853	2 農業総務費（産休・育休代替職員任用） 72 非常勤職員報酬 (62)
3 職員手当等	593	共済組合負担金 (4) 健康労働保険料 (6)
4 共済費	85	3 農業総務費（農林水産課人件費） 1,521 一般職給 (853) 通勤手当 (△21) 期末手当 (304) 勤勉手当 (270) 児童手当 (40) 共済組合負担金 (75)
1 報酬	196	1 農地中間管理事業費 196 非常勤職員報酬 (196)
1 報酬	172	1 県営土地改良総合整備事業費 172 非常勤職員報酬 (172)
2 給料	738	2 耕地費（人件費） 1,145 一般職給 (738)
3 職員手当等	284	扶養手当 (△59) 期末手当 (180)
4 共済費	123	勤勉手当 (163) 共済組合負担金 (123)

(款) 6 農林水産業費
(項) 3 水産業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	3	水産業費		32,774	293	33,067		293
		1	水産業総務費	8,947	293	9,240		293

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	52	1 水産業総務費（人件費）	293
		一般職給	(52)
3 職員手当等	185	期末手当	(34)
		勤勉手当	(31)
4 共 済 費	56	児童手当	(120)
		共済組合負担金	(56)

(款) 7 商 工 費
(項) 1 商 工 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7	商 工 費			1,152,914	3,078	1,155,992		3,078
	1	商 工 費		1,152,914	3,078	1,155,992		3,078
		1	商工総務費	124,270	2,770	127,040		2,770
		8	消費者行政 費	7,871	308	8,179		308

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 報 酬	59	1 観光文化交流課人件費（会計年度任用職員任用） 77
		非常勤職員報酬 (59)
2 給 料	1,568	期末手当 (10)
		勤勉手当 (8)
3 職員手当等	1,109	2 産業振興課人件費 1,259
		一般職給 (689)
4 共 済 費	34	扶養手当 (△80)
		地域手当 (58)
		住居手当 (△111)
		期末手当 (369)
		勤勉手当 (304)
		児童手当 (140)
		共済組合負担金 (△110)
		3 観光文化交流課人件費 1,434
		一般職給 (879)
		期末手当 (239)
		勤勉手当 (132)
		児童手当 (40)
		共済組合負担金 (144)
1 報 酬	215	1 地方消費者行政活性化事業費 308
		非常勤職員報酬 (215)
3 職員手当等	93	期末手当 (49)
		勤勉手当 (44)

(款) 8 土 木 費
(項) 1 土木管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8	土 木 費			1,826,609	8,131	1,834,740		8,131
	1	土木管理費		73,688	2,095	75,783		2,095
		1	土木総務費	73,688	2,095	75,783		2,095

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	990	1 土木総務費（土木課人件費）	545
		一般職給	(222)
3 職員手当等	758	期末手当	(137)
		勤勉手当	(131)
4 共 済 費	347	共済組合負担金	(55)
		2 土木総務費（建築住宅課人件費）	1,550
		一般職給	(768)
		住居手当	(23)
		通勤手当	(43)
		期末手当	(224)
		勤勉手当	(200)
		共済組合負担金	(292)

(款) 8 土 木 費
(項) 2 道路橋梁費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	道路橋梁費	733,658	3,448	737,106		3,448
	2	道路維持費	255,889	2,187	258,076		2,187
	3	道路新設改良費	465,704	1,261	466,965		1,261

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 報 酬	248	1 道路維持費（会計年度任用職員任用） 364
2 給 料	1,112	非常勤職員報酬 (248)
3 職員手当等	631	期末手当 (59)
4 共 済 費	196	勤勉手当 (51)
		共済組合負担金 (2)
		健康労働保険料 (4)
		2 道路維持費（人件費） 1,823
		一般職給 (1,112)
		扶養手当 (20)
		通勤手当 (△105)
		期末手当 (322)
		勤勉手当 (284)
		共済組合負担金 (190)
2 給 料	588	1 道路新設改良事業費（人件費） 1,261
3 職員手当等	491	一般職給 (588)
4 共 済 費	182	扶養手当 (67)
		住居手当 (32)
		通勤手当 (△18)
		期末手当 (217)
		勤勉手当 (193)
		共済組合負担金 (182)

(款) 8 土 木 費
(項) 5 都市計画費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	5	都市計画費	796,400	2,160	798,560		2,160
		1 都市計画総務費	505,722	1,046	506,768		1,046
		2 土地区画整理費	213,498	1,114	214,612		1,114

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	570	1 都市計画総務費（人件費） 1,046 一般職給 (570)
3 職員手当等	342	住居手当 (△112)
		期末手当 (239)
4 共 済 費	134	勤勉手当 (215)
		共済組合負担金 (134)
27 繰 出 金	1,114	1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 1,114 特別会計繰出金 (1,114) 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 (1,114)

(款)	8	土 木 費
(項)	6	住 宅 費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	151	1 住宅総務費（人件費）	428
		一般職給	(151)
3 職員手当等	344	期末手当	(125)
		勤勉手当	(99)
4 共 済 費	△67	児童手当	(120)
		共済組合負担金	(△67)

(款) 9 消 防 費
(項) 1 消 防 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9	消 防 費			801,545	1,720	803,265		1,720
	1	消 防 費		801,545	1,720	803,265		1,720
		2	非常備消防費	77,257	542	77,799		542
		5	災害対策費	74,526	1,178	75,704		1,178

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	230	1 消防団員費（人件費）	542
		一般職給	(230)
3 職員手当等	161	期末手当	(85)
		勤勉手当	(76)
4 共 済 費	151	共済組合負担金	(151)
2 給 料	507	1 災害対策費（人件費）	982
		一般職給	(457)
3 職員手当等	514	期末手当	(179)
		勤勉手当	(160)
4 共 済 費	157	児童手当	(40)
		共済組合負担金	(146)
		2 災害対策費（任期付職員人件費）	196
		一般職給	(50)
		期末手当	(29)
		勤勉手当	(26)
		児童手当	(80)
		共済組合負担金	(11)

(款)	10	教育費
(項)	1	教育総務費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
10	教 育 費	2,266,721	15,516	2,282,237		15,516
	1 教育総務費	201,307	207	201,514		207
	2 事務局費	196,758	207	196,965		207

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	628	1 事務局費（会計年度任用職員任用） 759
		非常勤職員報酬 (563)
2 給 料	1,043	期末手当 (105)
		勤勉手当 (91)
3 職員手当等	△889	2 児童生徒の運動部活動等在り方検討会事業費 101
		非常勤職員報酬 (65)
4 共 済 費	△575	期末手当 (18)
		勤勉手当 (16)
		健康労働保険料 (2)
		3 教育振興課管理費（人件費） △1,607
		一般職給 (867)
		扶養手当 (△99)
		住居手当 (△168)
		通勤手当 (△263)
		期末手当 (△726)
		勤勉手当 (△572)
		児童手当 (120)
		共済組合負担金 (△766)
		4 教育長人件費 81
		期末手当 (68)
		共済組合負担金 (13)
		5 学校教育課管理費（人件費） 782
		一般職給 (131)
		期末手当 (99)
		勤勉手当 (94)
		児童手当 (290)
		共済組合負担金 (168)
		6 学校教育課管理費（任期付職員人件費） 91
		一般職給 (45)
		期末手当 (20)
		勤勉手当 (18)
		共済組合負担金 (8)

(款)	10	教育費
(項)	2	小学校費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	5,374	1 小学校振興費	825
		非常勤職員報酬	(726)
2 給 料	39	期末手当	(70)
		勤勉手当	(29)
3 職員手当等	518	2 小学校特別支援教育支援員事業費	4,157
		非常勤職員報酬	(4,157)
4 共 済 費	△21	3 小学校フリースクール事業費	874
		非常勤職員報酬	(491)
		期末手当	(207)
		勤勉手当	(176)
		4 スクールソーシャルワーカー運営事業費（任期付職員人件費）	54
		一般職給	(39)
		期末手当	(19)
		勤勉手当	(17)
		共済組合負担金	(△21)

(款)	10	教育費
(項)	3	中学校費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	4,213	1 中学校振興費	537
		非常勤職員報酬	(531)
3 職員手当等	72	共済組合負担金	(6)
		2 心の教室事業費	309
4 共 済 費	6	非常勤職員報酬	(309)
		3 小岱教室事業費	435
		非常勤職員報酬	(363)
		期末手当	(39)
		勤勉手当	(33)
		4 中学校特別支援教育支援員事業費	1,871
		非常勤職員報酬	(1,871)
		5 中学校フリースクール事業費	1,139
		非常勤職員報酬	(1,139)

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	4	社会教育費	305,770	4,401	310,171		4,401
	1	社会教育総務費	119,182	2,091	121,273		2,091
	4	少年指導センター費	14,024	646	14,670		646
	5	人権同和教育費	9,281	279	9,560		279
	9	宮崎兄弟の生家施設管理費	13,865	1,385	15,250		1,385

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	110	1 社会教育振興費	115
2 給 料	888	非常勤職員報酬	(110)
3 職員手当等	754	期末手当	(2)
4 共 済 費	339	勤勉手当	(3)
		2 社会教育振興費（人件費）	1,232
		一般職給	(564)
		期末手当	(209)
		勤勉手当	(187)
		児童手当	(120)
		共済組合負担金	(152)
		3 文化振興総務費（人件費）	744
		一般職給	(324)
		期末手当	(122)
		勤勉手当	(111)
		共済組合負担金	(187)
1 報 酬	405	1 少年指導センター管理費	305
2 給 料	49	非常勤職員報酬	(230)
3 職員手当等	158	期末手当	(40)
4 共 済 費	34	勤勉手当	(35)
		2 青少年防犯パトロール強化事業費	234
		非常勤職員報酬	(175)
		期末手当	(32)
		勤勉手当	(27)
		3 少年指導センター費（人件費）	107
		一般職給	(49)
		期末手当	(13)
		勤勉手当	(11)
		共済組合負担金	(34)
1 報 酬	191	1 人権同和教育事業費	279
3 職員手当等	72	非常勤職員報酬	(191)
4 共 済 費	16	期末手当	(38)
		勤勉手当	(34)
		共済組合負担金	(8)
		健康労働保険料	(8)
1 報 酬	926	1 宮崎兄弟の生家施設管理費	1,015
3 職員手当等	409	非常勤職員報酬	(695)
4 共 済 費	50	期末手当	(165)
		勤勉手当	(142)
		健康労働保険料	(13)
		2 宮崎兄弟の生家おもてなし向上事業費	370
		非常勤職員報酬	(231)
		期末手当	(55)
		勤勉手当	(47)
		共済組合負担金	(13)

(款)	10	教育費
(項)	4	社会教育費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
		健康労働保険料 (24)

(款) 10 教 育 費
(項) 5 保健体育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	5	保健体育費	715,887	707	716,594		707
	1	保健体育総務費	47,484	699	48,183		699
	3	学校給食費	321,270	8	321,278		8

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	193	1 あらお子どもスポーツ教室事業費	261
2 給 料	145	非常勤職員報酬	(193)
3 職員手当等	328	期末手当	(36)
4 共 済 費	33	勤勉手当	(32)
		2 保健体育総務費（人件費）	438
		一般職給	(145)
		扶養手当	(△78)
		期末手当	(75)
		勤勉手当	(83)
		児童手当	(180)
		共済組合負担金	(33)
2 給 料	100	1 給食センター管理費（人件費）	8
3 職員手当等	△71	一般職給	(100)
4 共 済 費	△21	通勤手当	(△4)
		期末手当	(66)
		勤勉手当	(△173)
		児童手当	(40)
		共済組合負担金	(△21)

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計			
補正前 の額	長 等	2		18,768	6,116	25,199	50,083	3,347	53,430	
	議 員	18	80,232		25,865		106,097	22,948	129,045	
	その他	1,390	74,396	7,080	2,307	131	83,914	3,173	87,087	
	計	1,410	154,628	25,848	34,288	25,330	240,094	29,468	269,562	
補正額	長 等				180		180	12	192	
	議 員				761		761		761	
	その他				68		68	13	81	
	計				1,009		1,009	25	1,034	
計	長 等	2		18,768	6,296	25,199	50,263	3,359	53,622	
	議 員	18	80,232		26,626		106,858	22,948	129,806	
	その他	1,390	74,396	7,080	2,375	131	83,982	3,186	87,168	
	計	1,410	154,628	25,848	35,297	25,330	241,103	29,493	270,596	

2 一般職

総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	352 (283)	398,411	1,279,144	928,451	2,606,006	508,725	3,114,731	
補正額	()	32,609	25,656	28,715	86,980	7,070	94,050	
計	352 (283)	431,020	1,304,800	957,166	2,692,986	515,795	3,208,781	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	40,201	1,355	27,295	19,894	270	2,102	100,359	196
	補正額	△ 747	58	△ 1,273	△ 375		△ 33	△ 21	
	計	39,454	1,413	26,022	19,519	270	2,069	100,338	196
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	2,027	236	18,354	355,285	290,213	23,605	47,059	
	補正額				15,225	12,321	3,560		
	計	2,027	236	18,354	370,510	302,534	27,165	47,059	

令和 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第 4 号）

令和 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 9 5 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 3 1 2, 2 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		729,901	3,636	733,537
	1 他会計繰入金	623,386	3,636	627,022
7 繰 越 金		7,176	321	7,497
	1 繰 越 金	7,176	321	7,497
歳 入 合 計		7,308,252	3,957	7,312,209

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		129,921	3,636	133,557
	1 総務管理費	115,903	3,636	119,539
6 保健事業費		80,497	321	80,818
	2 保健事業費	40,339	321	40,660
歳 出 合 計		7,308,252	3,957	7,312,209

1 総括

(単位：千円)

– 109 –

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 6 繰 入 金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
6	繰 入 金			729,901	3,636	733,537
	1	他会計繰入金		623,386	3,636	627,022
		1	一般会計繰入金	623,386	3,636	627,022
7	繰 越 金			7,176	321	7,497
	1	繰 越 金		7,176	321	7,497
		2	その他の繰越金	7,176	321	7,497

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 事務費繰入金	3,636	1 事務費繰入金
1 その他の繰越金	321	1 その他の繰越金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総 務 費			129,921	3,636	133,557		3,636
	1	総務管理費		115,903	3,636	119,539		3,636
		1	一般管理費	114,009	3,636	117,645		3,636

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	627	1 一般管理費	634
		非常勤職員報酬	(489)
2 給 料	1,347	期末手当	(77)
		勤勉手当	(68)
3 職員手当等	1,177	2 国保会計・人件費（産休・育休代替職員任用）	195
		非常勤職員報酬	(138)
4 共 済 費	485	期末手当	(30)
		勤勉手当	(27)
		3 国保会計・人件費	2,807
		一般職給	(1,347)
		住居手当	(193)
		通勤手当	(△88)
		期末手当	(271)
		勤勉手当	(379)
		児童手当	(220)
		共済組合負担金	(485)

(款) 6 保健事業費
(項) 2 保健事業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6	保健事業費			80,497	321	80,818		321
	2	保健事業費		40,339	321	40,660		321
		1	保健衛生普及費	40,339	321	40,660		321

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 報 酬	321	1 国保ヘルスアップ事業費 非常勤職員報酬
		321 (321)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	12 (9)	18,380	39,359	30,855	88,594	17,680	106,274	
補正額	(△ 1)	948	1,347	1,177	3,472	485	3,957	
計	12 (8)	19,328	40,706	32,032	92,066	18,165	110,231	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	1,458			352		150	5,095	
	補正額			193	△ 88				
	計	1,458		193	264		150	5,095	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				12,442	9,978	1,380		
	補正額				378	474	220		
	計				12,820	10,452	1,600		

令和 6 年度荒尾市介護保険特別会計補正
予算（第 4 号）

令和 6 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,850 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,891,649 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 国庫支出金		1,437,172	1,214	1,438,386
	2 国庫補助金	457,962	1,214	459,176
6 県支出金		788,105	607	788,712
	3 県補助金	44,397	607	45,004
9 繰 入 金		1,119,129	2,300	1,121,429
	1 一般会計繰入金	916,870	2,300	919,170
10 繰 越 金		84,774	729	85,503
	1 繰 越 金	84,774	729	85,503
歳 入 合 計		5,848,262	4,850	5,853,112

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		205,206	4,158	209,364
	1 総務管理費	122,857	3,188	126,045
	3 介護認定審査会費	78,874	970	79,844
5 地域支援事業費		224,533	692	225,225
	2 包括的支援事業・ 任意事業費	77,128	692	77,820
歳 出 合 計		5,848,262	4,850	5,853,112

1 総括

(単位：千円)

– 123 –

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
4	国庫支出金			1,437,172	1,214	1,438,386
	2	国庫補助金		457,962	1,214	459,176
		10	地域支援事業交付金（総合以外）	52,785	1,214	53,999
6	県支出金			788,105	607	788,712
	3	県補助金		44,397	607	45,004
		6	地域支援事業交付金（総合以外）	26,392	607	26,999
9	繰 入 金			1,119,129	2,300	1,121,429
	1	一般会計繰入金		916,870	2,300	919,170
		2	その他一般会計繰入金	143,726	1,693	145,419
		7	地域支援事業繰入金（総合以外）	26,392	607	26,999
10	繰 越 金			84,774	729	85,503
	1	繰 越 金		84,774	729	85,503
		1	繰 越 金	84,774	729	85,503

（介護保険特別会計：保険事業勘定）

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	1,214	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	607	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）
1 職員給与費等繰入金	723	1 職員給与費等繰入金
2 事務費繰入金	970	1 事務費繰入金（現年度分）
1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	607	1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）
1 繰越金	729	1 繰越金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総 務 費			205,206	4,158	209,364	1,896	2,262
	1	総務管理費		122,857	3,188	126,045	1,896	1,292
		1	一般管理費	122,664	3,188	125,852	国庫補助金 948 県支出金 474 その他 474	1,292

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	1,263	1 介護保険特別会計（人件費）	723
		一般職給	(114)
3 職員手当等	1,423	住居手当	(△114)
		期末手当	(291)
4 共 済 費	502	勤勉手当	(137)
		児童手当	(120)
		共済組合負担金	(175)
		2 地域包括支援センター（人件費）	2,106
		一般職給	(1,013)
		期末手当	(323)
		勤勉手当	(282)
		児童手当	(260)
		共済組合負担金	(228)
		3 地域包括支援センター（任期付職員人件費）	359
		一般職給	(136)
		期末手当	(64)
		勤勉手当	(60)
		共済組合負担金	(99)

(款) 1 総務費
(項) 3 介護認定審査会費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	3	介護認定審査会費	78,874	970	79,844		970
	2	認定調査等費	55,375	970	56,345		970

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	889	1 認定調査等費	970
3 職員手当等	81	非常勤職員報酬	(889)
		期末手当	(81)

(款) 5 地域支援事業費
(項) 2 包括的支援事業・任意事業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	地域支援事業費	224,533	692	225,225	532	160
	2 包括的支援事業・任意事業費	77,128	692	77,820	532	160
	2 総合相談事業費	5,931	390	6,321	国庫補助金 150 県支出金 75 その他 75	90
	4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	2,801	302	3,103	国庫補助金 116 県支出金 58 その他 58	70

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 報 酬	289	1 総合相談事業 390
3 職員手当等	101	非常勤職員報酬 (289)
		期末手当 (54)
		勤勉手当 (47)
1 報 酬	224	1 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 302
3 職員手当等	78	非常勤職員報酬 (224)
		期末手当 (42)
		勤勉手当 (36)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	19 (22)	53,262	61,975	54,936	170,173	33,452	203,625	
補正額	(2)	1,402	1,263	1,683	4,348	502	4,850	
計	19 (24)	54,664	63,238	56,619	174,521	33,954	208,475	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	2,550		1,573	968			3,905	
	補正額			△ 114					
	計	2,550		1,459	968			3,905	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				24,143	19,677	2,120		
	補正額				855	562	380		
	計				24,998	20,239	2,500		

令和 6 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 3 号）

令和 6 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,794 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,013,641 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		322,450	1,634	324,084
	1 一般会計繰入金	322,450	1,634	324,084
6 諸 収 入		8,475	160	8,635
	5 雑 入	7,275	160	7,435
歳 入 合 計		1,011,847	1,794	1,013,641

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		51,017	1,794	52,811
	1 総務管理費	47,855	1,794	49,649
歳 出 合 計		1,011,847	1,794	1,013,641

1 総括

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 4 繰 入 金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
4	繰 入 金			322,450	1,634	324,084
	1	一般会計繰入金		322,450	1,634	324,084
		1	事務費繰入金	44,658	1,634	46,292
6	諸 収 入			8,475	160	8,635
	5	雑 入		7,275	160	7,435
		3	雑 入	7,275	160	7,435

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 事務費繰入金	1,634	1 事務費繰入金
1 雑入	160	1 雑入

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総 務 費			51,017	1,794	52,811	1,794	
	1	総務管理費		47,855	1,794	49,649	1,794	
		1	一般管理費	47,855	1,794	49,649	その他 1,794	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 報 酬	578	1 一般管理費（会計年度任用職員任用） 780 非常勤職員報酬 (578)
2 給 料	531	期末手当 (108) 勤勉手当 (94)
3 職員手当等	545	2 一般管理費（後期会計・人件費） 1,014 一般職給 (531)
4 共 済 費	140	期末手当 (180) 勤勉手当 (163) 共済組合負担金 (140)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	5 (2)	4,091	18,924	11,789	34,804	7,118	41,922	
補正額	()	578	531	545	1,654	140	1,794	
計	5 (2)	4,669	19,455	12,334	36,458	7,258	43,716	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	480		198	123	360		1,179	
	補正額								
	計	480		198	123	360		1,179	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				4,892	4,077	480		
	補正額				288	257			
	計				5,180	4,334	480		

令和 6 年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算
（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,114 千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 746,
326 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補
正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 入 金		196,724	1,114	197,838
	1 他会計繰入金	196,724	1,114	197,838
歳 入 合 計		745,212	1,114	746,326

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		101,972	1,114	103,086
	1 総務管理費	101,972	1,114	103,086
歳 出 合 計		745,212	1,114	746,326

1 総括

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 5 繰 入 金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
5	繰 入 金			196,724	1,114	197,838
	1	他会計繰入金		196,724	1,114	197,838
		1	一般会計繰入金	196,724	1,114	197,838

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	1,114	1 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総 務 費			101,972	1,114	103,086		1,114
	1	総務管理費		101,972	1,114	103,086		1,114
		1	一般管理費	101,972	1,114	103,086		1,114

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	523	1 南新地特別会計・人件費	1,114
		一般職給	(523)
3 職員手当等	495	期末手当	(178)
		勤勉手当	(157)
4 共 済 費	96	児童手当	(160)
		共済組合負担金	(96)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	4 ()		14,199	8,536	22,735	4,583	27,318	
補正額	()		523	495	1,018	96	1,114	
計	4 ()		14,722	9,031	23,753	4,679	28,432	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	798		552	264			720	
	補正額								
	計	798		552	264			720	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				3,225	2,562	415		
	補正額				178	157	160		
	計				3,403	2,719	575		

令和 6 年度荒尾市水道事業会計補正予算
(第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 6 年度荒尾市水道事業会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 6 年度荒尾市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,201,943 千円	1,324 千円	1,203,267 千円
第 1 項 営業費用	1,128,262 千円	1,324 千円	1,129,586 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	59,882 千円	1,324 千円	61,206 千円

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和 6 年度 荒尾市水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画

収益的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			1, 201, 943	1, 324	1, 203, 267	
	1 営業費用		1, 128, 262	1, 324	1, 129, 586	
		2 配水及び給水費	113, 450	501	113, 951	給料 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費
		4 総係費	180, 384	823	181, 207	給料 手当 賞与引当金繰入額

令和6年度 荒尾市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 47,391
減価償却費	481,822
固定資産除却費	29,822
減損損失	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 100
引当金の増減額	3,569
長期前受金戻入額	△ 202,854
受取利息及び受取配当金	△ 10
支払利息	72,677
固定資産売却損益	0
未収金の増減額 (△は増加)	△ 26,968
受取手形の増減額 (△は増加)	0
たな卸資産の増減額 (△は増加)	167
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 14,522
未払金の増減額 (△は減少)	328
前受金の増減額 (△は減少)	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	296,540
利息及び配当金の受取額	10
利息の支払額	△ 72,677
業務活動によるキャッシュ・フロー	223,873
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,324,050
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
固定資産の除却による支出	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	29,150
一般会計からの繰入金による収入	153,998
負担金による収入	13,355
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,127,546
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	927,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 309,047
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	618,853
資金の増加額 (又は減少額)	△ 284,820
資金期首残高	654,143
資金期末残高	369,323

給 与 費 明 細 書

総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定 福利費	賞与 引当金	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
補正前の額	1	() 6	120	30,661	15,006	45,787	9,466	4,629	59,882
補正額		()		536	617	1,153	3	168	1,324
計	1	() 6	120	31,197	15,623	46,940	9,469	4,797	61,206

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当
	補正前の額	438		330	552		1,350	
	補正額			112				
	計	438		442	552		1,350	
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費	
	補正前の額	11	516	5,066	3,015	360	3,368	
	補正額			284	221			
	計	11	516	5,350	3,236	360	3,368	

令和 6 年度 荒尾市水道事業予定貸借対照表
(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
イ	土地		240,138	
ロ	建物	455,288		
	減価償却累計額	<u>△ 183,167</u>	272,121	
ハ	構築物	13,609,926		
	減価償却累計額	<u>△ 6,410,094</u>	7,199,832	
ニ	機械及び装置	2,909,280		
	減価償却累計額	<u>△ 1,473,899</u>	1,435,381	
ホ	車両及び運搬具	15,430		
	減価償却累計額	<u>△ 8,333</u>	7,097	
ヘ	工具器具及び備品	82,500		
	減価償却累計額	<u>△ 59,282</u>	23,218	
ト	建設仮勘定		<u>1,385,109</u>	
	有形固定資産合計			10,562,896
(2)	無形固定資産			
イ	電話加入権		81	
ロ	ダム使用権		<u>1,495,702</u>	
	無形固定資産合計			<u>1,495,783</u>
	固定資産合計			12,058,679
2	流動資産			
(1)	現金預金		369,323	
(2)	未収金	139,149		
	未収金貸倒引当金	<u>△ 1,530</u>	137,619	
(3)	貯蔵品		3,299	
(4)	その他流動資産		<u>0</u>	
	流動資産合計			<u>510,241</u>
	資産合計			<u><u>12,568,920</u></u>

負債の部

3 固定負債			
（１）企業債		5,055,288	
（２）引当金			
イ 退職給付引当金	46,302		
ロ 修繕引当金	25,146	71,448	
固定負債合計			5,126,736
4 流動負債			
（１）一時借入金		0	
（２）企業債		295,524	
（３）未払金		191,457	
（４）引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	4,197		
ハ 法定福利引当金	600	4,797	
（５）その他流動負債		1,069	
流動負債合計			492,847
5 繰延収益			
（１）長期前受金		6,533,111	
（２）長期前受金収益化累計額		△ 3,645,091	
繰延収益合計			2,888,020
負債合計			8,507,603

資本の部

6 資本金			
（１）自己資本金		3,534,632	
資本金合計			3,534,632
7 剰余金			
（１）資本剰余金			
イ 国県補助金	18,117		
ロ 工事負担金	324		
ハ 受贈財産評価額	25,622		
ニ 他会計負担金	26,727		
ホ 他会計補助金	0		
資本剰余金合計		70,790	
（２）利益剰余金			
イ 減債積立金	392,908		
ロ 建設改良積立金	10,000		
ハ 当年度未処分利益剰余金	52,987		
利益剰余金合計		455,895	
剰余金合計			526,685
資本合計			4,061,317
負債資本合計			12,568,920

令和 6 年度荒尾市下水道事業会計補正予算
(第 3 号)

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 6 年度荒尾市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,333,684 千円	3,138 千円	1,336,822 千円
第 1 項 営業費用	1,231,638 千円	3,138 千円	1,234,776 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 1 2 , 3 9 5 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 0 , 9 3 1 千円、当年度分損益勘定留保資金 3 5 0 , 4 5 0 千円及び建設改良積立金 3 1 , 0 1 4 千円で補填するものとする。)」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,336,874 千円	506 千円	1,337,380 千円
第 1 項 建設改良費	840,310 千円	506 千円	840,816 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	85,196 千円	3,644 千円	88,840 千円

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度 荒尾市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			1,333,684	3,138	1,336,822	
	1 営業費用		1,231,638	3,138	1,234,776	
		1 管渠費	54,951	851	55,802	給料 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費
		3 処理場費	416,901	1,071	417,972	給料 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費
		7 総係費	84,686	1,216	85,902	給料 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費

資本の収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,336,874	506	1,337,380	
	1 建設改良費		840,310	506	840,816	
		1 施設建設費	840,310	506	840,816	給料 手当 法定福利費

令和6年度 荒尾市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 17,261
減価償却費	628,229
固定資産除却費	12,500
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 410
引当金の増減額	6,306
長期前受金戻入額	△ 290,279
受取利息及び受取配当金	△ 3
支払利息	89,995
固定資産売却損益	0
未収金の増減額(△は増加)	16,981
受取手形の増減額(△は増加)	0
前払費用の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 42,889
未払金の増減額(△は減少)	△ 25,428
前受金の増減額(△は減少)	0
その他流動負債の増減額(△は増加)	0
小計	377,741
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△ 89,995
業務活動によるキャッシュ・フロー	287,749
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 753,131
有形固定資産の売却による収入	2
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	341,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	118,892
寄附金による収入	0
負担金による収入	11,892
国庫補助金等の返還による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 281,345
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	453,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 496,564
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 43,364
資金に係る換算差額	0
資金の増加額(又は減少額)	△ 36,960
資金期首残高	334,599
資金期末残高	297,639

給 与 費 明 細 書

総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定 福利費	賞与 引当金	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
補正前の額		() 11	120	41,198	25,881	67,199	12,710	5,287	85,196
補正額		()		1,296	1,116	2,412	963	269	3,644
計		() 11	120	42,494	26,997	69,611	13,673	5,556	88,840

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

手当の 内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当
	補正前の額	1,674		1,212	828		2,200	
	補正額	80						
	計	1,754		1,212	828		2,200	
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費	
	補正前の額		516	6,803	5,488	1,160	6,000	
	補正額			419	477	140		
	計		516	7,222	5,965	1,300	6,000	

令和 6 年度 荒尾市下水道事業予定貸借対照表
(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		407,139	
ロ 建物	795,174		
減価償却累計額	<u>△ 304,187</u>	490,987	
ハ 構築物	15,230,196		
減価償却累計額	<u>△ 4,992,285</u>	10,237,911	
ニ 機械及び装置	3,100,473		
減価償却累計額	<u>△ 1,417,952</u>	1,682,521	
ホ 車両及び運搬具	2,622		
減価償却累計額	<u>△ 980</u>	1,642	
ヘ 工具器具及び備品	7,062		
減価償却累計額	<u>△ 1,325</u>	5,737	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建設仮勘定		1,170,660	
有形固定資産合計			13,996,597
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		1,672	
無形固定資産合計			<u>1,672</u>
固定資産合計			13,998,269
2 流動資産			
(1) 現金預金		297,639	
(2) 未収金	180,864		
未収金貸倒引当金	<u>△ 4,230</u>	176,634	
(3) 受取手形	0		
受取手形貸倒引当金	0		
短期貸付金貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(4) 未収収益	0		
未収収益貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(5) その他流動資産		0	
流動資産合計			<u>474,273</u>
資産合計			<u>14,472,542</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		5,604,305	
(2) 長期リース債務		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	87,463		
ロ 特別修繕引当金	0		
ハ その他引当金	0		
ニ 修繕引当金	0	87,463	
固定負債合計			5,691,768
4 流動負債			
(1) 企業債		476,205	
(2) 他会計借入金		0	
(3) 短期リース債務		0	
(4) 未払金		137,693	
(5) 前受収益		0	
(6) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	4,996		
ハ 法定福利引当金	680		
ニ 修繕引当金	0		
ホ 特別修繕引当金	0		
ヘ その他引当金	0	5,676	
(7) 預り金		△ 4	
(8) その他流動負債		0	
流動負債合計			619,570
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		9,194,473	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 3,163,370	
繰延収益合計			6,031,103
負債合計			12,342,441

資本の部

6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	649,320		
ロ 組入資本金	1,158,406	1,807,726	
資本金合計			1,807,726
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	43,045		
ロ 国県補助金	137,166		
資本剰余金合計		180,211	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	89,088		
ロ 当年度未処分利益剰余金	53,076		
利益剰余金合計		142,164	
剰余金合計			322,375
資本合計			2,130,101
負債資本合計			14,472,542

令和 6 年度荒尾市病院事業会計補正予算
(第 3 号)

(総則)

第 1 条 令和 6 年度荒尾市病院事業会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 6 年度荒尾市病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	10,539,993 千円	143,124 千円	10,683,117 千円
第 1 項 医業費用	9,288,993 千円	143,124 千円	9,432,117 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	4,596,205 千円	143,124 千円	4,739,329 千円

令和 6 年 12 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和6年度荒尾市病院事業会計補正予算（第3号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			10,539,993	143,124	10,683,117	
	1 医業費用		9,288,993	143,124	9,432,117	
		1 給与費	4,596,205	143,124	4,739,329	給与改定等に伴う増額

令和6年度 荒尾市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

1 医業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	△ 1,925,052
減価償却費	893,500
長期前払消費税勘定償却	954,735
資産減耗費	10,000
職員確保経費	0
貸倒引当金の増減額	29,998
退職給付引当金の増減額	122,000
賞与引当金の増減額	3,254
修繕引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 53,000
未収金の増減額	△ 608,706
未払金の増減額	0
貯蔵品の増減額	0
その他流動資産の増減額	0
その他流動負債の増減額	△ 396
その他の	0
資本費繰入収益	△ 107,750
他会計繰入金	0
受取利息及び配当金	△ 40
支払利息及び企業債取扱諸費	176,000
小計	△ 505,457
利息及び配当金の受取額	40
利息の支払額	△ 176,000
計	△ 681,417

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,044,072
有形固定資産の売却による収入	5,390
長期貸付金による支出	△ 30,000
長期貸付金返済による収入	2
長期前受金等収入	17,877
資本費繰入収益	107,750
計	△ 943,053

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	900,000
一時借入金の返済による支出	△ 900,000
企業債借入れによる収入	1,016,100
企業債償還による支出	△ 581,813
寄附金収入	0
他会計繰入金	0
他会計出資金	763
長期借入れによる収入	0
長期借入金返済による支出	0
計	435,050

当期資金増減額	△ 1,189,420
期首資金残高	2,252,964
期末資金残高	1,063,544

給 与 費 明 細 書

総括

(単位:千円)

区 分	職員数(人)		給 与 費				法定福利費	賞与 引当金	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補正前の額	1	(138) 457	187,100	1,933,600	1,619,449	3,740,149	580,001	276,055	4,596,205
補正額		()		87,984	51,203	139,187	3,937		143,124
計	1	(138) 457	187,100	2,021,584	1,670,652	3,879,336	583,938	276,055	4,739,329

()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

(単位:千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
	補正前の額	39,887	61,412	31,361	30,300	299,864	259,785	17,828
	補正額		856				4,401	
	計	39,887	62,268	31,361	30,300	299,864	264,186	17,828
	区 分	夜間勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費
	補正前の額	29,389	118	14,068	279,808	229,061	29,568	297,000
	補正額				27,704	18,242		
	計	29,389	118	14,068	307,512	247,303	29,568	297,000

令和6年度 荒尾市病院事業予定貸借対照表

(令和7年 3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		539,607	
ロ 建 物	11,441,001		
減価償却累計額	<u>△ 1,110,077</u>	10,330,924	
ハ 構 築 物	696,325		
減価償却累計額	<u>△ 73,017</u>	623,308	
ニ 器 械 備 品	4,351,636		
減価償却累計額	<u>△ 2,277,661</u>	2,073,975	
ホ 車 両	13,643		
減価償却累計額	<u>△ 9,593</u>	4,050	
ヘ 放 射 線 同 意 元 素	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
ト 建 設 仮 勘 定		0	
チ その他有形固定資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
リ 樹 木		0	
有形固定資産合計			13,571,864
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		72	
ロ 電 話 加 入 権		<u>2,037</u>	
無形固定資産合計			2,109
(3) 投 資			
イ 投 資 有 価 証 券		0	
ロ 長 期 貸 付 金		256,448	
ハ 貸 倒 引 当 金 (長 期 貸 付)		<u>△ 256,448</u>	
ニ 長 期 前 払 消 費 税		0	
投資合計			<u>0</u>
固定資産合計			13,573,973
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,063,544	
(2) 未 収 金		1,841,575	
(3) 貸 倒 引 当 金 (未 収)		<u>△ 12,589</u>	
(4) 有 価 証 券		0	
(5) 貯 蔵 品		52,486	
(6) 短 期 貸 付 金		0	
(7) 貸 倒 引 当 金 (短 期 貸 付)		0	
(8) 前 払 費 用		0	
(9) 前 払 金		0	
(10) そ の 他 流 動 資 産		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>2,945,016</u>
資 産 合 計			<u><u>16,518,989</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設に要する企業債

13,441,895

ロ その他企業債

0

企業債合計

13,441,895

(2) 他会計借入金

0

(3) 引 当 金

イ 退職給付引当金

1,344,823

ロ 特別修繕引当金

0

引当金合計

1,344,823

(4) その他固定負債

0

固定負債合計

14,786,718

4 流 動 負 債

(1) 一時借入金

0

(2) 企 業 債

イ 建設に要する企業債

579,621

ロ その他企業債

0

企業債合計

579,621

(3) 他会計借入金

0

(4) 未 払 金

1,441,761

(5) 未 払 費 用

0

(6) 前 受 金

0

(7) 引 当 金

イ 賞与引当金

231,491

ロ 法定福利費引当金

44,564

ハ 修繕引当金

0

引当金合計

276,055

(8) その他流動負債

29,787

流動負債合計

2,327,224

5 繰 延 収 益

(1) 長期前受金

541,511

(2) 長期前受金収益化累計額

△ 248,548

繰延収益合計

292,963

負債合計

17,406,905

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 固有資本金

186,451

(2) 再評価組入資本金

0

(3) 繰入資本金

25,480

(4) 組入資本金

6,000

資本金合計

217,931

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

36,250

ロ 寄附金

0

ハ その他資本剰余金

7,019

資本剰余金合計

43,269

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

0

ロ 利益積立金

0

ハ その他積立金

0

ニ 建設改良積立金

0

ホ その他未処分利益剰余金

0

ヘ 当年度未処理欠損金(減資後)

1,149,116

利益剰余金合計

△ 1,149,116

剰余金合計

△ 1,105,847

資本合計

△ 887,916

負債資本合計

16,518,989